松山市議会新型コロナウイルス感染症対策連絡協議会の設置に ついて

1 経緯

令和2年4月16日、国において対象地域を全国に拡大し新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が出された。本市では、3月4日に初の感染者が確認されて以降、これまで感染拡大防止に向けた様々な啓発活動や市立小中学校の臨時休校及び市有施設の休館措置などを行っているところである。市議会においても、市政との二元代表制の一翼を担うものとして、看過できない市政の緊急事案との認識のもと、市立小・中学校の臨時休校措置への対応に関する要望書を市長及び松山市教育長に提出するほか、最前線で業務に当たっている保健所では感染者の拡大に伴い多忙を極めていることから、問い合わせ事項を一括して議長が取りまとめるなどし、一定の配慮を行いながら情報収集を行ってきた。また、市政の一端を担う立場と責任において、先般全議員に対し、改めて行動変容の徹底を図るなどしてきたところである。

市議会では、市内で更に感染が拡大する恐れがあることから、今まで以上に強い危機感をもって、オール松山体制でこの難局を乗り切るため、この度「松山市議会新型コロナウイルス感染症対策連絡協議会」を設置することとした。

本協議会では、市民の皆さんの安全・安心、命を守るため、感染拡大防止等に向けた協議を行い、スピード感を持って様々な対策を講じていきたいと考える。

2 目的

松山市議会新型コロナウイルス感染症対策連絡協議会(以下「協議会」という。)は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、議会としての対応 策について協議又は調整を行うものとする。

- (1) 松山市新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「市対策本部」という。) が行う活動に協力するため、感染拡大防止等に関する情報の収集及び、地 域や諸団体等への情報提供、発信に努めるものとする。
- (2) 国・県、市の施策や予算に対する提案や要望について検討を行うものとする。
- (3) 市対策本部及び関係機関へ要望及び提言を行う際は、市対策本部等が感染予防対応に専念できるよう配慮するものとする。
- (4) 各議員からの問い合わせ事項を一元化し理事者に問い合わせるとともに、 理事者からの回答については、全議員に情報提供を行うものとする。
- (5) その他、議会としての対応策に関し、特に必要と認める事項について検討を行うものとする。

3 組織等

- (1) 協議会は、議長、副議長、各派代表者及び無会派の代表者1名で組織する。
- (2)協議会には、座長及び副座長をおき、座長に議長、副座長に副議長を充てるものとする。
- (3) 協議事項の決定は、全会一致を原則とする。